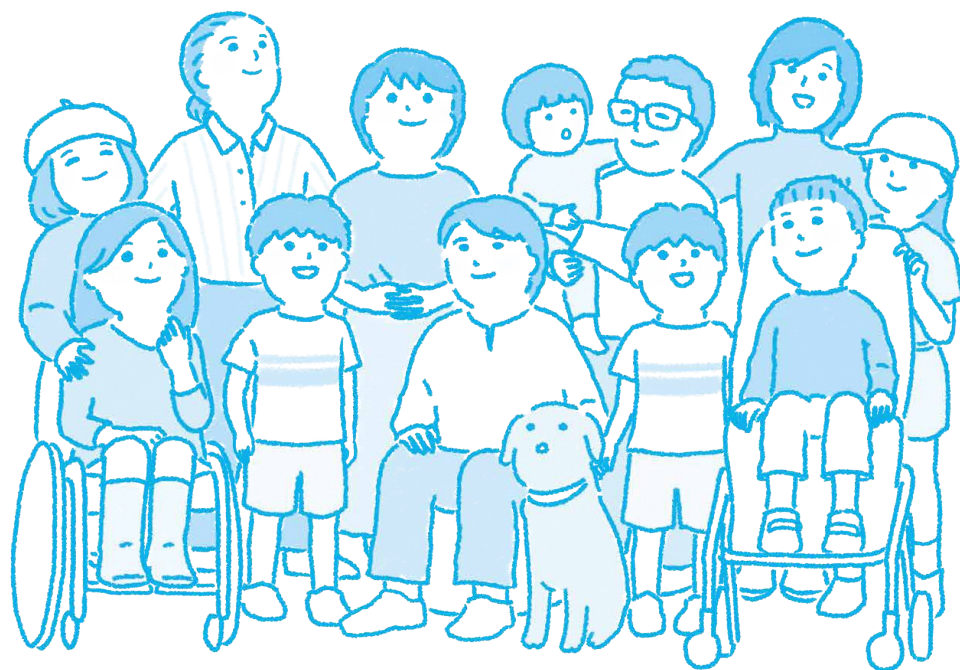


第3次長崎市障がい者計画

概要版



令和4年3月

長崎県長崎市

計画策定にあたっての基本的な考え方

計画策定の趣旨・背景

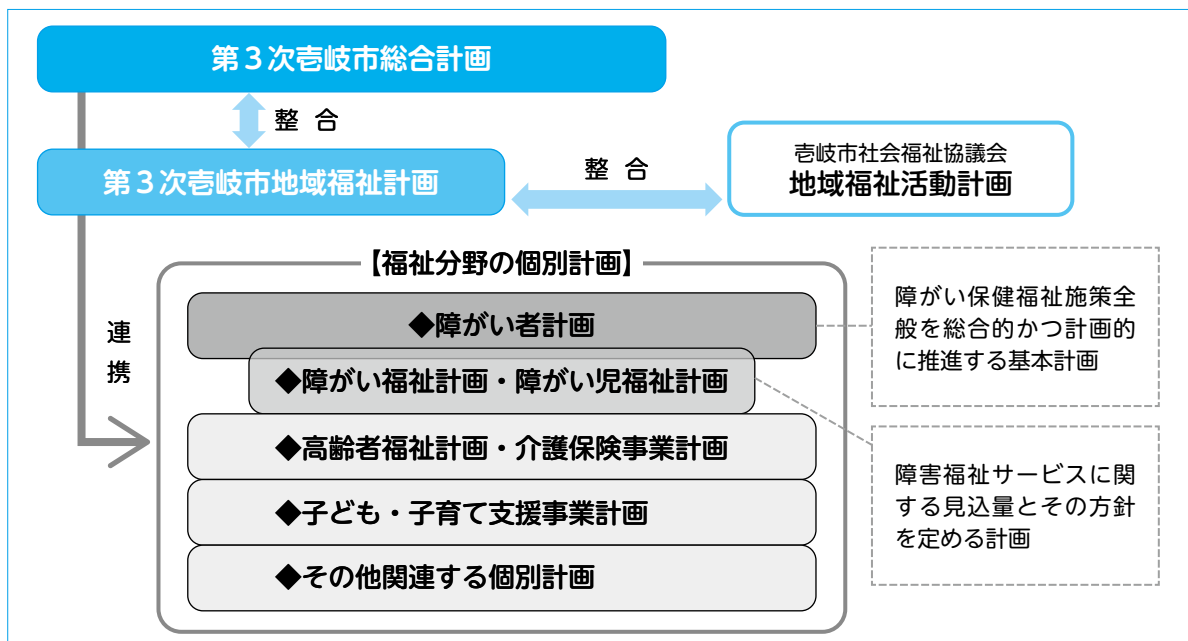
本市では、平成 29 年3月に「第2次壱岐市障がい者計画」を策定し、総合的、計画的に障がいのある人のための施策に取り組んできました。

令和3年度には、計画期間（平成 29 年度～令和3年度）が終了することから、国や県の動向を踏まえるとともに、施策の実施状況や効果を検証した上で、中・長期的な視点も持ちながら、5年後の令和8年度を目標年度とする新たな障がい者計画（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本計画です。国・県の障害者基本計画はもとより、本市における上位計画の「壱岐市総合計画」や「壱岐市地域福祉計画」をはじめとする関連計画等との整合性を図って策定します。

◇障がい者計画と他計画との関係◇



計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内であっても、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

障がいのある人の現状と取り巻く環境

人口等の状況

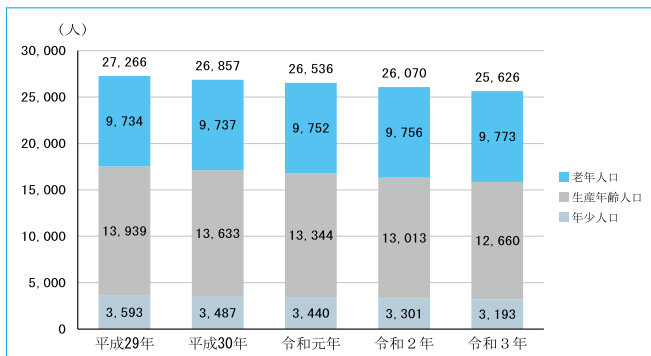
人口の状況

(1) 人口及び年齢3区分別人口の推移

市の人口は、平成29年以降において減少傾向にあり、年齢3区分別でみると、年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）が減少している一方、老年人口（65歳以上）は増加しています。

年齢3区分別割合の推移をみても、年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）の構成割合は減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）の構成割合は増加しており、令和3年には38.1%に達しています。

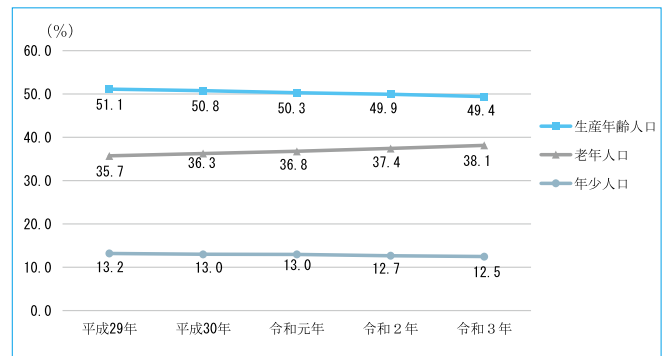
◇人口の推移◇



※各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

◇年齢 区分別人口割合の推移◇



※各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

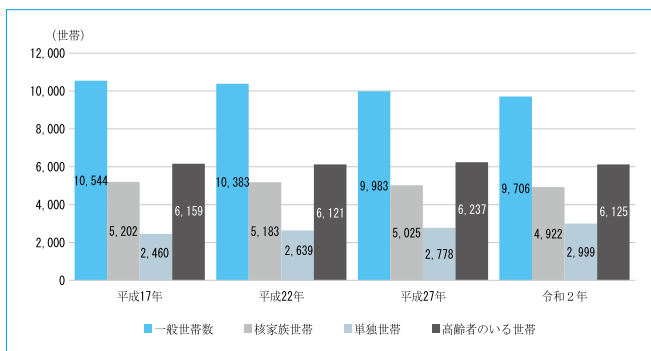
(2) 世帯構成の状況

市の一般世帯数、核家族世帯数は、平成17年以降において減少傾向で推移していますが、単独世帯数は増加傾向で推移しています。なお、高齢者のいる世帯数は増加と減少を繰り返して推移しています。

(3) 平均世帯人員の状況

市の一般世帯における1世帯あたりの平均世帯人員は、平成17年以降において減少傾向で推移しており、核家族化の進行がうかがえます。

◇世帯構成の状況◇



※各年10月1日時点

資料：国勢調査

◇平均世帯人員の状況◇

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
平均世帯人員	2.92	2.76	2.65	2.50

※各年10月1日時点

資料：国勢調査

計画の基本的な考え方

計画の基本理念

平成 23 年の障害者基本法の改正では、障がいのある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生（みんなと一緒にまちで暮らすこと）することができる社会の実現が法の目的として規定されました。

障害者基本法では、3つの基本原則を示しています。

- 基本原則1 地域社会における共生等（みんなと一緒にまちで暮らすこと）**
- 基本原則2 差別の禁止（差別をなくすこと）**
- 基本原則3 国際的協調（世界の人と協力し合うこと）**

基本理念は長期にわたって、市民を含め市全体で共有すべき将来のあるべき姿であり、本計画（第3次）においても、こうした障害者基本法の改正点や本市におけるこれまでの障がいのある人のための施策の継続性等も考慮するとともに、総合計画の基本理念を鑑み、第2次計画の基本理念である「障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくり」を踏襲とすることにします。

計画の基本的視点

基本理念に基づき、次に掲げる視点から各種施策を推進します。

基本視点1 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

基本視点2 当事者本位の総合的な支援

基本視点3 障がい特性等に配慮した支援

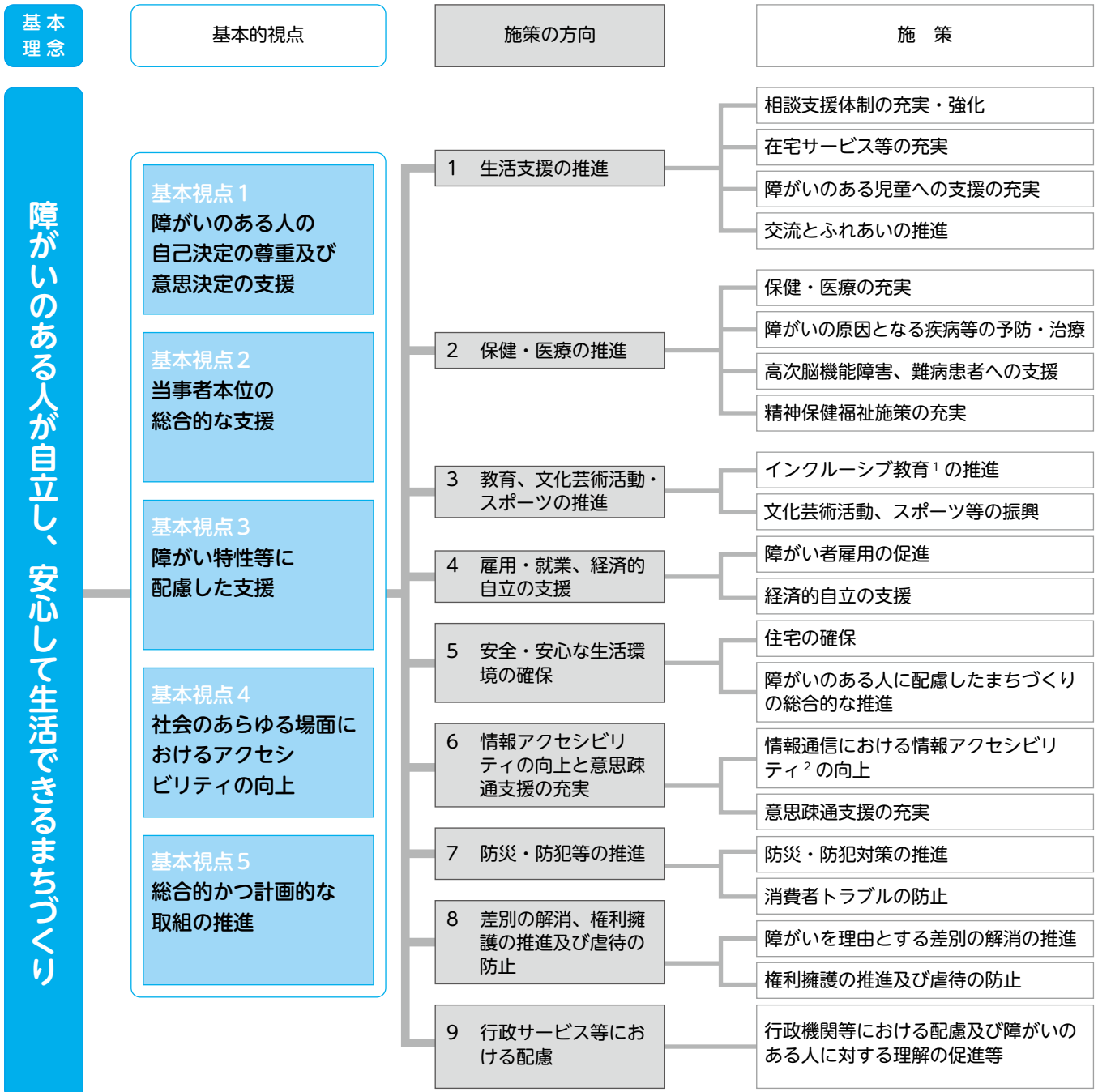
基本視点4 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

基本視点5 総合的かつ計画的な取組の推進

施策体系

本計画の基本理念と基本的視点に基づき、以下のように施策を定めます。

◇施策体系◇



1 障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育のこと。
 2 パソコンやスマートフォンなどによる情報の受けとりやすさ。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障がいのある人を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。(= information accessibility)

障がいのある人を支える体制づくり

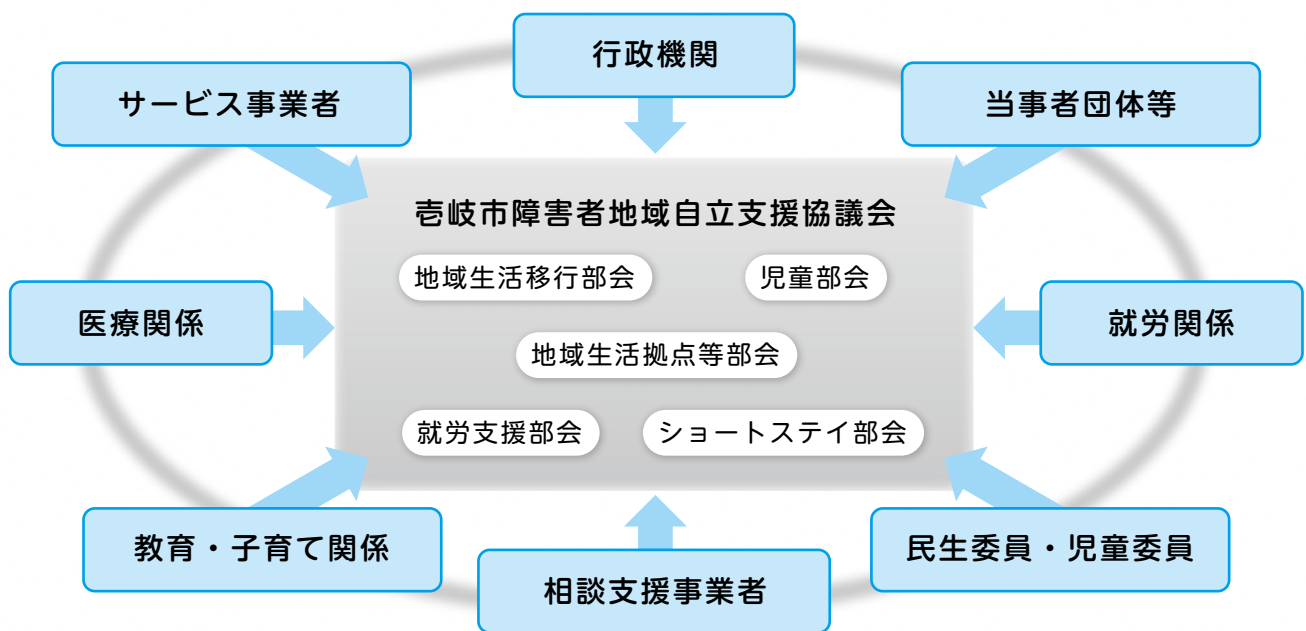
吉岐市障害者地域自立支援協議会を中心とした支援の充実

本市では、相談支援事業をはじめとするシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として、障がいのある人が地域で自立した日常生活を送ることができるよう、当事者やその家族を支える幅広い関係者から構成される「吉岐市障害者地域自立支援協議会」を設置しています。

同協議会を中心として、障がいのある人の視点に立った相談支援事業、地域生活支援に資する人材の育成、また不足している社会資源や障がい福祉施策への反映、地域の関係機関のネットワーク構築等に向けた協議等を実施していきます。

また、各専門部会において、年間の主要な課題を設定し、年間計画を立てて、効率的な運営を行っていきます。

◇吉岐市障害者地域自立支援協議会の組織図（イメージ図）◇



計画の推進体制

関連機関との連携

1. 地域の各関連機関・関連団体との連携
2. 医療機関との連携
3. 庁内体制の整備

広報・啓発活動の推進

1. 広報・啓発活動の推進
2. 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進
3. ボランティア活動等の推進

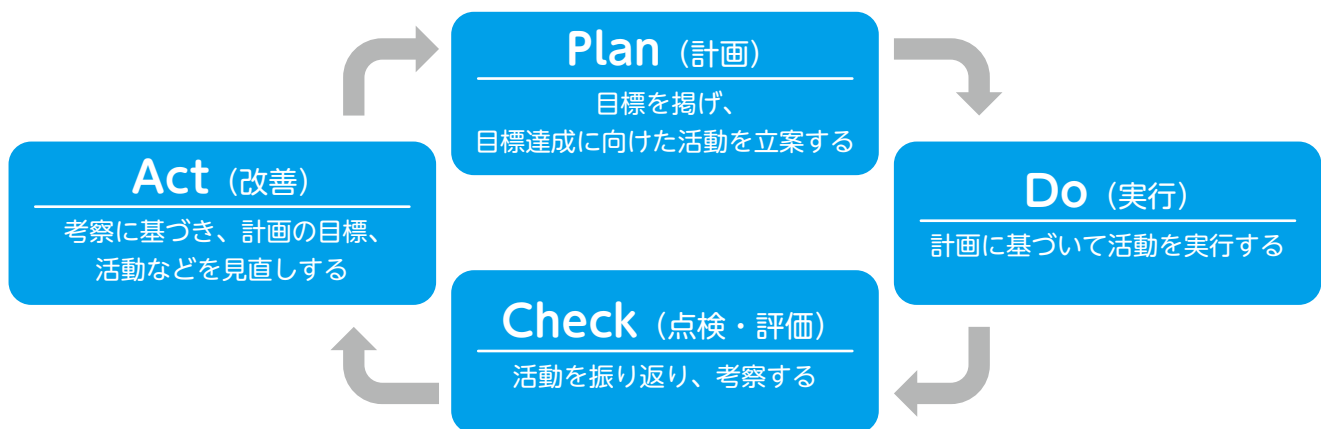
計画の推進体制

計画は、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

計画の進行管理については、計画の実効性確保の観点から、吉崎市障害者地域自立支援協議会における有識者・関係者の意見を聴きながら、本計画の進捗状況等の点検・評価を行い、計画達成に向け適切に対応します。

また、P (Plan:計画)・D (Do:実行)・C (Check:点検・評価)・A (Act:改善) サイクルの考えにより施策の推進と管理に努めます。

◇ PDCA サイクル ◇



第3次壱岐市障がい者計画

発行年月日 令和4年3月

発行 長崎県 壱岐市

編集 壱岐市 市民部 市民福祉課

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 562 番地

電話 0920-48-1111(代表) FAX 0920-47-4844